

一般社団法人C-BRASSウインドオーケストラ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人C-BRASSウインドオーケストラと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(目的および事業)

第3条 当法人は、沖縄県及び我が国の音楽芸術文化の普及振興を図るため、吹奏楽等の音楽活動に関する事業を行い、未来ある子供たちの教育と若手音楽家の育成に努め、沖縄の魅力を活かした国際交流を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) C-BRASSウインドオーケストラの編成、維持、管理、運営に関する事業
- (2) 管弦打楽による吹奏楽、金管アンサンブル、木管アンサンブル、打楽器アンサンブル、室内楽の演奏、公演、研究に関する事業
- (3) 青少年、愛好者等の音楽鑑賞、演奏等に関する指導、研修、音楽芸術の普及啓発の事業
- (4) 吹奏楽、音楽芸術等の演奏活動を通じた国際交流事業、国際支援事業
- (5) 吹奏楽、音楽芸術等に関する演奏会、公演会、研修会、その他各種イベントの企画、開催
- (6) 音楽芸術活動に関する人材の育成、支援、助成事業
- (7) 音楽芸術に関する各種の書籍、出版物、著作物、啓発用品等の制作、販売
- (8) その他前各号に附帯、関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 当法人の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 吹奏楽および管弦打楽等の音楽芸術を愛好し、当法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
- (2) 準会員 吹奏楽および管弦打楽等の音楽芸術を愛好し、当法人の目的に賛同して入会し、活動に可能な範囲で参加する個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、活動を主に資金的に支援する意思をもつ個人及び団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式により入会申込手続を経て、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、社員の全員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があると

きや、代表理事が必要と判断した場合は、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長が決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条 代表理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数(議決権の行使を書面により委任した者がいる場合は、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過概要及び議決の結果
- 2 議長及び出席した理事2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事以外の理事の中から副代表理事と専務理事を各1名ずつ置くことが出来る。
- 3 前項の専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 専務理事は、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事及び専務理事の選定及び解職

2 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年12月末日までとする。

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	伊敷祐希	木村義朗	泉川なな
	大城明子	砂辺絢斗	高江洲奈
設立時代表理事	伊敷祐希		
設立時監事	島田洋之		

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 沖縄県那覇市小禄1丁目33番16号

設立時社員 伊敷祐希

住 所 沖縄県那覇市西2丁目12番1-1502号 ファミール西町ポートサイド

設立時社員 木村義朗

住 所 沖縄県那覇市首里鳥堀町5丁目22番地24

設立時社員 泉川なな

住 所 沖縄県島尻郡南風原町字宮平176番地

設立時社員 大城明子

住 所 沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1395番地46

設立時社員 砂辺絢斗

住 所 沖縄県那覇市首里汀良町2丁目20番地 伊波アパート2階

設立時社員 山城カンナ

住 所 沖縄県沖縄市諸見里3丁目10番5号

設立時社員 比嘉和紗

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人C-BRASSウインドオーケストラ設立のため、設立時社員伊敷祐希外6名の定款作成代理人である行政書士前田聡は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年2月2日

設立時社員 伊敷祐希 木村義朗 泉川なな 大城明子

設立時社員 砂辺絢斗 山城カンナ 比嘉和紗

上記設立時社員7名の定款作成代理人

住所 東京都新宿区北新宿3丁目2番16-1006号

氏名 行政書士 前田聡